

◆ 大学院学則第2条第7項に規定する「長期にわたる教育課程の履修」に関する申合せ

平 31. 2.19
教育運営委員会

大学院学則第2条第7項に基づく「長期にわたる教育課程の履修制度（以下「長期履修学生制度」という。）については、各研究科又は教育部（以下「各研究科等」という。）の定めるところにより各研究科等が判断すべきことであるが、大学院としての取扱いの整合を図る観点から、以下のように申合わせることをとする。

1 大学院学則第2条第7項における「職業を有している等」（長期履修学生制度対象者）の定義

(1) 官公庁・企業等に在職している者（給与の支給を受け、職務を免除されている者を除く。）や自ら事業を行っている者などフルタイムの有職者を対象とするほか、アルバイトやパートタイムに従事する者についても、適用を除外するものではない。ただし、修学に影響を与えない範囲での軽微なアルバイトやパートタイムに従事する者については、適用は認められない。

(2) 出産、育児又は親族の介護を行う必要がある者を対象とする。

なお、親族の介護の範囲については、「学生の休学の基準」及び「学生の休学の基準に関する要介護者及び社会に貢献する活動の範囲について」を準用する。

(3) 視覚、聴覚、肢体その他の障害があるため長期にわたり修学に相当な制限を受けると認められる者を対象とする。

2 長期履修学生制度の各研究科等での位置付け

長期履修学生制度は、各研究科等の定めるところにより、上記1の「大学院学則第2条第7項における「職業を有している等」の定義」の(1)、(2)、(3)のすべて、又は、いずれかを適用することができるものとする。

3 長期履修学生制度の申請

長期履修学生に申請できる者は、次のいずれかに該当する者とする。

ただし、(2)について、上記1の「大学院学則第2条第7項における「職業を有している等」の定義」の(1)の場合は、入学（進学を含む）の時点において該当していないこと。

(1) 新たに本学大学院に入学（進学を含む）する者

(2) 既に本学大学院に在学し、原則として、在学期間（休学期間を除く）が修士課程及び専門職学位課程（標準修業年限1年の専攻を除く。）では1年未満、博士後期課程では2年未満、獣医学、医学又は薬学を履修する博士課程では3年未満である者

4 長期履修学生制度の各種手続き

(1) 申請手続き

長期履修学生への申請手続きは、各研究科等の定めるところにより、研究科長又は教育部の部長（以下「研究科長等」という。）に願い出るものとする。

(2) 許可

長期履修学生の許可は、各研究科等において、就業、出産、育児又は介護の形態や計画、障害の程度や状態又はリハビリテーションの状況、履修計画を十分審査の上、各研究科等の教育会議（以下「教育会議」という。）の議を経て研究科長等が行う。

(3) 期間の変更申請

長期履修学生として許可された者が、長期履修の期間を変更する必要がある場合は、研究科等の定めるところにより、研究科長等に願い出るものとする。

(4) 期間の変更許可

長期履修の期間の変更許可は、当該研究科等の教育会議の議を経て研究科長等が行う。

5 長期履修の開始時期

長期履修の開始時期は、原則として、学年の初めとし、学年の中途から開始することはできない。

6 長期履修学生に係る授業料の額

長期履修学生に係る授業料の額は、「東京大学における検定料、入学料及び授業料等の費用に関する規則」によるものとする。

7 その他

この申合せは平成 26 年 4 月 1 日に入学する者及び在学している者から実施することとし、平成 22 年 2 月 16 日の「大学院学則第 2 条第 7 項に規定する「長期にわたる教育課程の履修」に関する申合せ」は廃止する。